

大和市告示第170号

大和市ふるさと納税返礼品の贈呈に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年11月1日

大和市長 古谷田 力

大和市ふるさと納税返礼品の贈呈に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市ふるさと納税返礼品の贈呈に関する要綱（令和2年大和市告示第183号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「等」の次に「又はこれらと交換させるために提供するもの」を加える。

第3条第1号中「10,000円」の次に「（ただし、配送を伴わない返礼品を希望する場合には、5,000円）」を加える。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。